

令和3年度

一般廃棄物処理実施計画

川 辺 町

I 基本方針

1. 生活系一般廃棄物は、排出者が自らの責任において適正に処理できるもの以外は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)及び川辺町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和61年川辺町条例第20号。以下「条例」という。)の定めるところにより、町(可茂衛生施設利用組合)又は法第7条に規定する一般廃棄物処理業許可業者(以下「許可業者」という。)が処理する。
2. 事業系一般廃棄物は、事業者が自らの責任において適正に処理できるもの以外は、法及び条例の定めるところにより、町(可茂衛生施設利用組合)のごみ処理施設を利用又は許可業者に委託する。
3. 一般廃棄物の排出者は、分別等を行うことにより再資源化・再生利用するように努める。
4. 火災に伴い発生する廃棄物(以下「火災ごみ」という。)については、町が定める火災ごみ取扱いマニュアルに準じて処理する。

II 計画区域

川辺町全域とする。

III 計画期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

Ⅳ 処理量、処理主体及び処理計画

ごみ処理実施計画

1. 生活系ごみ

種 類		処理量 t / 年	収 集		処 分	
			処理主体	収集回数	処理主体	処分方法
可燃ごみ		1,360	委託業者	週2回	可茂衛生施設 利用組合	焼却後場外搬出 〔再資源化〕 埋立処分
			許可業者	随時		
不 燃 ご み	ガラス類	23	委託業者	2ヶ月に 1回	可茂衛生施設 利用組合	有価物回収後 場外搬出 〔再資源化〕 埋立処分
			許可業者	随時		
	金物類	40	委託業者	2ヶ月に 1回	可茂衛生施設 利用組合	有価物回収後 焼却後場外搬出 〔再資源化〕 埋立処分
			許可業者	随時		
	陶磁器類 ガレキ類	32	委託業者	3ヶ月に 1回	三重中央開発(株)	三重県伊賀市 三重中央開発(株)で 埋立処分
	粗 大 ご み	13	委託業者	月1回	可茂衛生施設 利用組合	有価物回収後 焼却後場外搬出 〔再資源化〕 埋立処分
			許可業者	随時		
		6	委託業者	月1回	可茂衛生施設 利用組合	有価物回収後 焼却後場外搬出 〔再資源化〕 埋立処分
			許可業者	随時		
特 別 ご み	廃乾電池	3	委託業者	随時	JFE条鋼(株)	岡山県倉敷市 JFE 条鋼(株)で 再資源化
	蛍光管 水銀体温計	3	委託業者	月1回	可茂衛生施設 利用組合	大阪市西淀川区 野村興産(株)関西 工場再資源化
道路上で死亡した 飼い主不明の動物 死体		0.1	委託業者	随時	可茂衛生施設 利用組合	焼却処分

1) 可燃ごみ

①収集運搬

可燃ごみの収集及び運搬は、委託業者により町内全域を次の方法で行う。

町は、収集を円滑に行うため、収集袋の作成及び各地区の要望や指定状況を考慮し、ごみ収集ステーションを指定する。

- ・ 容 器 町指定「燃えるごみ収集袋」(別紙1)
- ・ 排出場所 燃えるごみ収集ステーション(看板設置)
- ・ 委託業者 株式会社 橋本(別紙2。以下同じ)
- ・ 収集日程 別紙3のとおり

「川辺町ごみ・健康カレンダー」の配布及び広報紙、HPへの掲載

年末年始及び可茂衛生施設利用組合のごみ処理施設の定期点検時は、ごみ収集を行わない。

②住民の協力義務

- ・ ごみ袋に入る大きさにし、口元を結び、自治会名及び氏名を明記して出すこと。
- ・ 収集日の午前8時まで、燃えるごみ収集ステーションへ出すこと。
- ・ 生ごみは、水切りを十分行うこと。
- ・ 町の分別ルールを守って出すこと。
- ・ 硬質プラスチックなどは、不燃ごみ(金物類)として出すこと。

③処分

- ・ 可燃ごみの処分は、可茂衛生施設利用組合の可燃ごみ処理施設において行う。

④処理手数料

- ・ 条例第5条第1項による。

2) 不燃ごみ

①収集運搬

不燃ごみの収集及び運搬は、委託業者により、町内全域を次の方法で行う。

町は、収集を円滑に行うため、収集袋・収集券の作成及び各地区の要望や指定状況を考慮し、ごみ収集ステーションを指定する。

- ・ 収集方法 金物類、ガラス類及び陶磁器類・ガレキ類に分ける分別収集による。
- ・ 容 器 金物類及びガラス類は、町指定の「燃えないごみ収集袋」(別紙1)
陶磁器類・ガレキ類は、町指定の「陶器類・ガレキ類収集券」(別紙1)
- ・ 排出場所 燃えないごみ収集ステーション(看板設置)
- ・ 委託業者 株式会社 橋本
有限会社 岐東衛生社(陶磁器類・ガレキ類の町内の収集運搬)
- ・ 収集日程 別紙3のとおり

「川辺町ごみ・健康カレンダー」の配布及び広報紙、HPへの掲載

・収集品目

金物類	燃えないごみ収集袋に入るもの 鍋、包丁、一斗缶、金属製のフォーク・スプーン、ライター、ガスコンロ、電子レンジ、ストーブ、扇風機、ポット、体重計、傘、カミソリ、ハンガー、磁石、スーツケース、スキー板、釣り竿、電気毛布、衣装ケース、ポリタンク 等
ガラス類	化粧品のビン、鏡、板ガラス、風鈴、虫めがね、ガラス食器、電球 等
陶磁器類 ガレキ類	陶磁器類 茶碗、湯飲み、皿、急須 等 ガレキ類 植木鉢、七輪、すずり、土鍋、タイル、瓦 等

②住民の協力義務

- ・提出日（別紙3参照）に燃えないごみ収集ステーションへ出すこと。
- ・金物類及びガラス類は、それぞれ分別して燃えないごみ収集袋に入れ（ケガや袋が破れる恐れがある鋭利な物は、新聞紙等に包む）、区分に○をつけ、自治会名及び氏名を明記して出すこと。
- ・陶磁器類・ガレキ類は、それぞれ分別して破れにくい袋（ダンボール箱や肥料袋等）に入れ、氏名及び電話番号を明記した町指定の収集券を見やすい位置に貼付すること。
- ・スプレー缶、カセットコンロ用ガスボンベ等は使い切り、穴を開けてから出すこと。
- ・油缶、オイル缶などは空にして出すこと。
- ・ステーションに出せる陶磁器類・ガレキ類は、1袋につき30kgまでとすること。
- ・可茂衛生施設利用組合の不燃物処理施設において処理できない不燃ごみは、規定以下の大きさにするか、排出者の責任において適正に処理すること。

③処分

- ・金物類及びガラス類の処分は、可茂衛生施設利用組合の不燃物処理施設において行う。
- ・陶磁器類・ガレキ類の処分は、三重県伊賀市三重中央開発㈱において行う。

④処理手数料

- ・条例第5条第1項による。

3) 粗大ごみ

粗大ごみとは、町指定のごみ収集袋での排出が可能な廃棄物を除き、寸法150cm×80cm×60cm、重量30kg（一人で持てる重さ）以下の、可茂衛生施設利用組合のごみ処理施設で処理可能な物をいう。ただし、自転車及びスキー板は上記のサイズを超えている場合でも処理するものとする。

①収集運搬

粗大ごみの収集及び運搬は、委託業者により、町内全域を次の方法で行う。

町は、収集を円滑に行うため、処理券の作成及び各地区の要望や指定状況を考慮し、ごみ収集ステーションを指定する。

- ・ 収集方法 可燃性・不燃性として、分別収集を行う（排出時は可燃性・不燃性の区分けなし）。
- ・ 容 器 町指定の「粗大ごみ処理券」（別紙１）
- ・ 排出場所 燃えないごみ収集ステーション（看板設置）
- ・ 委託業者 株式会社 橋本
- ・ 収集日程 別紙３のとおり

「川辺町ごみ・健康カレンダー」の配布及び広報紙、HPへの掲載

②住民の協力義務

- ・ 同一品目を束ねる場合は、一人で持てる重さ（３０kg以下）を目安とし、ヒモ等で束ね、自治会名及び氏名を明記した粗大ごみ処理券を見やすい位置に貼付すること。
- ・ 同一品目以外は束ねないこと。

③処分

- ・ 粗大ごみの処分は、可茂衛生施設利用組合のごみ処理施設において行う。

④処理手数料

- ・ 条例第５条第１項による。

４）処理できないもの

可茂衛生施設利用組合のごみ処理施設の能力により、下記のものは処理できないので、排出者の責任において適正に処理する。

処理方法については、家庭ごみ・資源ごみ分別早見表による。

角材等	１０cm角×１００cm以上のもの
鋼棒	直径１cm×８０cm以上のもの
鋼板	厚さ５mm×３０cm×５０cm以上のもの
形鋼	厚さ５mm×４mm×５０cm以上のもの
石・土、枝類（太さ１０cm以上）、ウインドサーフィン、エアコン（天井・壁埋込式）、エンジンオイル、FRP・ホーロー浴槽、LPガスボンベ、ガソリン、消火器、スレート、石灰、石膏、石膏ボード、耐火金庫、太陽熱温水器、断熱材（グラスウール、石綿）、注射器・医療系廃棄物、つけものの石（加工品）、鉄骨・鉄板、電気温水器、電動機付き自転車、電動車いす、トナー、ドラム缶、農機具、農薬、灰、発煙筒、バッテリー、ピアノ、ボイラー、ボウリング玉、ユニットバス、家電リサイクル法対象品目、自動車リサイクル法対象品目、二輪車リサイクルシステム対象品目、パソコンリサイクル法対象品目	

※可茂衛生施設利用組合のごみ処理施設が処理できないもののうち、下記のものは、廃棄物収集運搬許可業者で一時保管し、可茂衛生施設利用組合が、管内の市町村分をとりまとめ、許可業者に運搬を委託し、処理業者において再資源化、埋立処理する。

管内市町村でとりまとめるもの

石膏・石膏ボード（プラスターボード）、サーフボード、車のパーツ（バッテリーは不可）、浴槽、ユニットバス、つけもの石（加工品）・砥石、ボウリングの玉、太陽熱温水器・電気温水器等、断熱材（グラスウール、石綿が含まれているものまたは不明なものはスレートに分類）、金庫、ドラム缶、スレート（石綿含有）、金庫（石綿含有）

①処理手数料

- ・条例第5条第1項による。（種別：粗大ごみ）

5) 特別ごみ（廃乾電池、蛍光管、水銀体温計）

①収集運搬

特別ごみの収集及び運搬は、委託業者により、町内全域を次の方法で行う。

町は、収集を円滑に行うため、拠点回収場所を指定し、回収箱を設置する。

・収集場所 廃乾電池

リサイクルステーション、役場、中央公民館、旧役場、商工会、
B & G海洋センター、北部公民館、

蛍光管、水銀体温計

リサイクルステーション、上川辺消防詰所、田中公民館（上川辺）、やすらぎの家、保健センター、旧役場前、西栃井公民館、下川辺公民館、下川辺西組公民館、鹿塩消防詰所、下飯田公民館、福島公民館、B & G海洋センター、比久見上弘法堂、下吉田下公民館、下吉田上公民館、北部公民館、下麻生第4地区公民館

・委託業者 株式会社 橋本

有限会社 岐東衛生社（リサイクルステーションのみ）

・収集日程 別紙3のとおり

「川辺町ごみ・健康カレンダー」の配布及び広報紙、HPへの掲載

②住民の協力義務

- ・回収場所まで各自で搬入すること。
- ・蛍光管類は割らないで出すこと（割れたものは新聞紙等に包む）。

③処分

- ・廃乾電池は、岡山県倉敷市：J F E条鋼株で再資源化を行う。
- ・蛍光管類は、大阪市西淀川区野村興産株関西工場で再資源化を行う。

6) 火災ごみ

火災ごみは、火災ごみ取り扱いマニュアルによる。

ただし、業者による解体を依頼する場合においては、産業廃棄物と一般廃棄物が混在するのを避

けるため、作業着手前に処理すること。

7) 町では収集できないごみ等

可茂衛生施設利用組合のごみ処理施設において処理できないごみ、粗大ごみの寸法を超えるごみ、引っ越し等により町の収集に出せないごみについては、以下の方法で処理すること。

- ・専門の業者に引取りを依頼する。
- ・許可業者に収集又は処分を委託する。
- ・各自で法に基づいた適正な処理をする。
- ・家電リサイクル法で指定された家電については、特定用家庭機器収集許可業者に委託するなど、適正な処理をする。

8) 道路上で死亡した飼い主不明の動物死体

町が直接または、委託業者により収集運搬し、可茂衛生施設利用組合の火葬施設（可茂聖苑）において焼却する。

2. リサイクル資源

種 類	処理量 t / 年	収 集		再 資 源 化	
		処理主体	収集回数	処理主体	再資源化方法
紙製容器 (飲料用パック)	1	委託業者	随時	資源回収業者	溶解後再生利用
ペットボトル	18	委託業者	月2回	委託業者	粉碎後又は溶解後 再生利用
プラスチック製 容器包装	29	委託業者	月2回	委託業者	粉碎後又は溶解後 再生利用
発泡スチロール 食品トレイ	2	委託業者	随時	委託業者	溶解後再生利用
缶類	6	委託業者	2ヶ月に 1回	可茂衛生施設 利用組合及び 委託業者	選別圧縮後 再生利用
ビン類	35	委託業者	2ヶ月に 1回	可茂衛生施設 利用組合	選別後再生利用
廃食用油	1	委託業者	随時	資源回収業者	精製後再生利用
小型家電	1	委託業者	随時	委託業者	選別後再生利用

①収集・運搬

資源の収集及び運搬は、委託業者により、町内全域を次の方法で行う。

町は、収集を円滑に行うため、収集袋の作成、ごみ収集ステーションの指定、拠点回収場所の指定、回収箱の設置を行う。

- ・ 収集方法 各々に分ける分別収集とする。
- ・ 容 器 プラスチック製容器包装、缶類及びビン類は、町指定の資源ごみ収集袋（規格別紙 1）
紙製容器（飲料用パック）、ペットボトル、発泡スチロール・食品トレイ、廃食用油、小型家電は、回収箱等に投入
- ・ 排出場所 プラスチック製容器包装、缶類及びビン類は、町指定の燃えないごみ収集ステーションに提出（看板設置）
その他は下記のとおり。

紙製容器（飲料用パック）

リサイクルステーション、やすらぎの家、B & G 海洋センター

ペットボトル

リサイクルステーション、上川辺消防詰所、田中公民館（上川辺）、やすらぎの家、保健センター、旧役場前、西栃井公民館、下川辺公民館、下川辺西組公民館、鹿塩消防詰所、下飯田公民館、福島公民館、B & G 海洋センター、比久見上弘法堂、下吉田下公民館、下吉田上公民館、北部公民館、下麻生第 4 地区公民館

発泡スチロール・食品トレイ

リサイクルステーション

廃食用油

ゆうゆう舎川辺

小型家電

役場、B & G 海洋センター

- ・ 委託業者 株式会社 橋本
 有限会社 岐東衛生社（リサイクルステーションのみ）
 ゆうゆう舎川辺（川辺町社会福祉協議会）（廃食用油のみ）
- ・ 収集日程 別紙 3 のとおり
 「川辺町ごみ・健康カレンダー」の配布及び広報紙、HP への掲載

②住民の協力義務

- ・資源ごみの分別に努め、ごみ減量化を図ること。
- ・リサイクル資源のうち廃食用油以外は、洗浄し異物が付着・混入していない状態で出すこと。
- ・その他下記に定める遵守事項に従い排出すること。

紙製容器（飲料用パック）	・よく水洗いし、切り開いて出すこと ・内面にアルミ箔が貼ってあるものは「燃えるごみ」として出すこと
ペットボトル	・中を空にして、水で軽くすすいで出すこと ・キャップとラベルは、容器包装プラもしくは、「燃えるごみ」として出すこと  の表示があること
プラスチック製容器包装	 の表示があること ・ペットボトルは混ぜないこと ・汚れのとれないものは、「燃えるごみ」として出すこと
発泡スチロール・食品トレイ	・発砲スチロールはかさばらない大きさに砕いて出すこと ・シール等は極力はがすこと ・汚れたものは「燃えるごみ」として出すこと
缶類	・飲料用のアルミ缶及びスチール缶であること ・中を空にして、水で軽くすすいで出すこと
ビン類	・飲料用のビンであること ・中を空にして、水で軽くすすいで出すこと ・ふた又はキャップは外すこと
廃食用油	・サラダ油、コーン油、ごま油、オリーブオイル等の植物性液状油であること

3. 事業系ごみ・リサイクル資源

種 類	処理量 t／年	収集又は運搬方法	処分方法
可燃ごみ	470	可茂衛生施設利用組合のごみ処理施設へ事業者自らが搬入する 又は許可業者へ委託する	焼却後場外搬出 〔再資源化〕 埋立処分

不燃ごみ 資源ごみ	15	可茂衛生施設利用組合のごみ処理 施設へ事業者自らが搬入する 又は許可業者へ委託する	選別後有価物回収後 焼却後場外搬出 (再資源化) 埋立処分
食品循環資源 (食品残渣)	18	(株)橋本 関工場 (関エコフィー ドセンター) へ許可業者に委託し 搬入する	リサイクル飼料化

事業活動に伴って生じた一般廃棄物（事業系一般廃棄物）は、事業者の責任において適正に処理するものとする。なお、事業者の直接搬入又は法第7条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業許可業者による搬入により、事業者は可茂衛生施設利用組合のごみ処理施設において、事業系一般廃棄物の処理に関する業務の提供を受けることができる。

1) 可茂衛生施設利用組合のごみ処理施設の利用について

①処理できるもの

- ・生活系ごみの例による。

②使用料

- ・可茂衛生施設利用組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例(平成11年可茂衛生施設利用組合条例第2号)に定めるところによる。

2) 事業者の協力義務

- ・分別し、規定以下の大きさにして搬入すること。
- ・缶類・ビン類については中を空にして水で軽くすすぎ、ふた又はキャップを取って排出すること。
- ・指定のごみ収集袋に入らない場合その他については、可茂衛生施設利用組合の指示に従うこと。
- ・食品リサイクル法に基づく食品残さ等については、民間の堆肥化施設等への排出に努めること。

4. し尿・浄化槽汚泥（浄化槽汚泥には、農業集落排水施設汚泥を含む）

種 類	処理量 t/年	収 集		処 分	
		処理主体	収集回数	処理主体	処理方法
し 尿	260	許可業者	随時	可茂衛生施設 利用組合	し尿・浄化槽汚泥 処理施設で処分
浄化槽汚泥	1,100	許可業者	年1回以上	可茂衛生施設 利用組合	し尿・浄化槽汚泥 処理施設で処分

※生活排水処理実施計画

処理の方法	処理区域	処理人口
未処理区域	町内全域	707人
単独浄化槽	町内全域	651人
合併処理浄化槽	町内全域	515人
農業集落排水施設	鹿塩	250人
公共下水道	上川辺、石神、中川辺、西栃井、下川辺、 福島、下飯田、比久見、中野、下吉田 下麻生の一部区域	8,023人
合 計		10,146人

1) し尿

①収集運搬

収集及び運搬は、一般廃棄物（し尿限定）収集運搬業許可業者により行う。

収集については、住民等から一般廃棄物（し尿限定）収集運搬業許可業者に直接依頼することにより行う。

②収集運搬業許可業者及び収集地区

所有車両：バキューム車：3 t (1台)・4 t (4台)・10 t (3台)、汚泥濃縮車：1.6 t (1台)

名 称	収集地区
有限会社 岐東衛生社	川辺町全域

③収集方法

バキューム式収集運搬車による個別方式

④収集日程

収集日	し尿	浄化槽汚泥
第1月曜日	下麻生、下吉田	随時
第2月曜日	上川辺、神坂、鹿塩	
第3月曜日	石神、中川辺、下川辺	
第4月曜日	下飯田、福島、比久見、中野、西栃井	

⑤処分

し尿の処分は、可茂衛生施設利用組合のし尿・浄化槽汚泥処理施設において行う。

2) 浄化槽汚泥

①収集運搬

浄化槽の清掃は、浄化槽清掃業許可業者が行い、それに伴って生じた汚泥など（沈砂・スクリー

ン付着物等を除く）の収集及び運搬は、一般廃棄物（浄化槽汚泥限定）収集運搬業許可業者が行う。

②浄化槽清掃業許可業者及び収集地区

し尿の例による

③収集方法

バキューム式収集運搬車及び汚泥濃縮車による個別方式

④収集日程

し尿の例による

⑤処分

浄化槽汚泥の処分は、可茂衛生施設利用組合のし尿・浄化槽汚泥処理施設において行う。ただし、浄化槽汚泥のうち沈砂・スクリーン付着物等は、原則として浄化槽清掃業許可業者又は当該浄化槽の管理者が適正に処分すること。

⑥浄化槽清掃業許可業者の協力義務

可茂衛生施設利用組合のし尿・浄化槽汚泥処理施設への搬入は均等にするよう努めるとともに、し尿とは区別すること。

5. 発生・排出抑制と資源化計画に係る方策

1) キャンペーン・イベント等

- ・ 町内の小学生を対象に環境ポスターコンクールを実施する
 - ・ 出展者全員に参加賞として環境グッズ
 - ・ 川辺ふれ愛まつりでの表彰
 - ・ 川辺ふれ愛まつり内環境ひろばでの全作品展示
 - ・ まなびピア川辺での入選作品の展示
 - ・ 入選作品を、翌年度の「川辺町ごみ・健康カレンダー」へ掲載する
 - ・ 川辺ふれ愛まつり内で環境ひろばを開き、環境ポスターの展示やエコ工作等を行う

2) 出版物等による啓発

- ・ 「川辺町ごみ・健康カレンダー」の発行
- ・ ごみ分別アプリの発信（収集日・分別等）
- ・ 広報かわべへの記事掲載
- ・ 町HPの活用

3) ごみ減量学習の推進

- ・ 各小学校の総合学習等への職員派遣
- ・ 地域環境推進員会議への参加

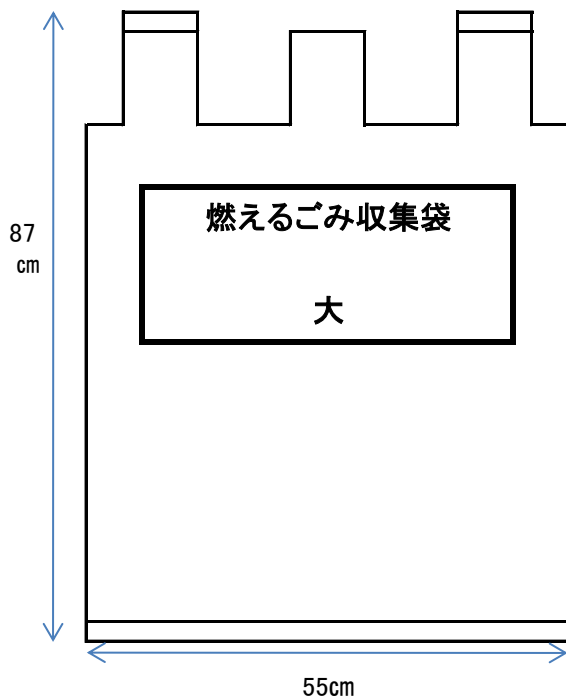
4) ごみ減量化の奨励、助成

- ・ 生ごみ堆肥化装置の購入に対する補助金の交付
- ・ 資源集団回収に対する奨励金の交付

5) 自主的な取り組みの促進

- ・ ボランティアによる清掃活動への支援
- ・ ごみ堆肥化推進団体への支援

燃えるごみ収集袋 大



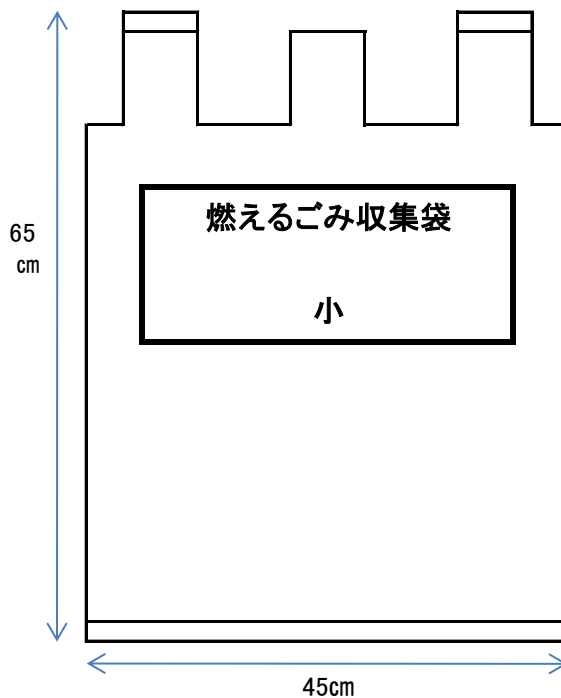
[材質・寸法]

原材料 高密度ポリエチレン
外形 87cm × 55cm
厚さ 0.025mm

[色・形態]

袋色 乳白色
文字色 青色

燃えるごみ収集袋 小



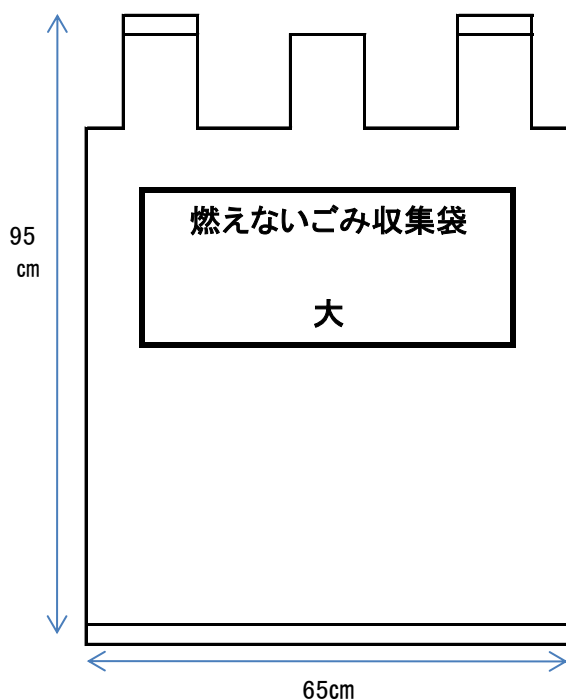
[材質・寸法]

原材料 高密度ポリエチレン
外形 65cm × 45cm
厚さ 0.025mm

[色・形態]

袋色 乳白色
文字色 青色

燃えないごみ収集袋 大



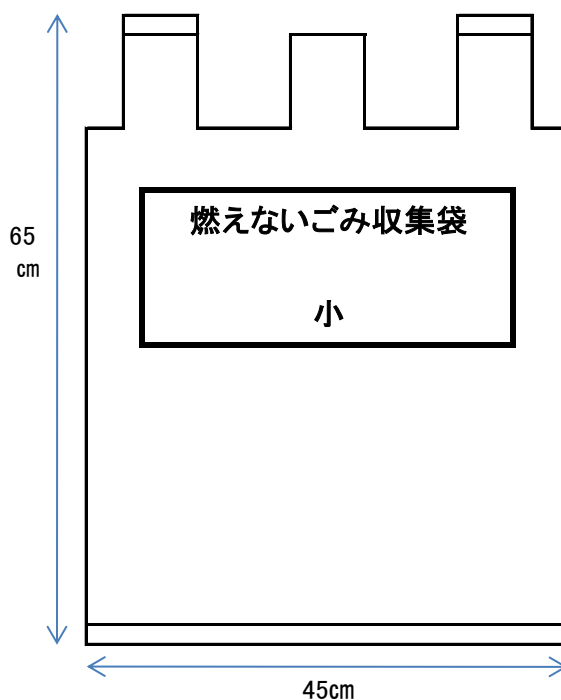
[材質・寸法]

原材料 低密度ポリエチレン
外形 95cm × 65cm
厚さ 0.06mm

[色・形態]

袋色 無色透明
文字色 青色

燃えないごみ収集袋 小



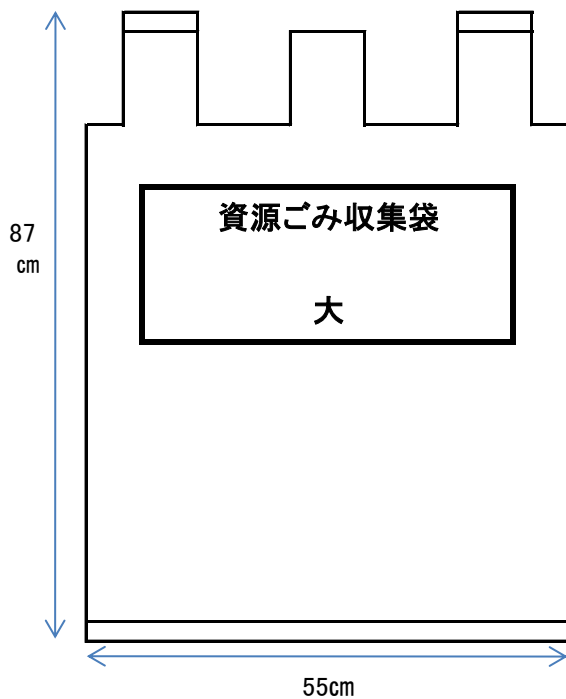
[材質・寸法]

原材料 低密度ポリエチレン
外形 65cm × 45cm
厚さ 0.06mm

[色・形態]

袋色 無色透明
文字色 青色

資源ごみ収集袋 大



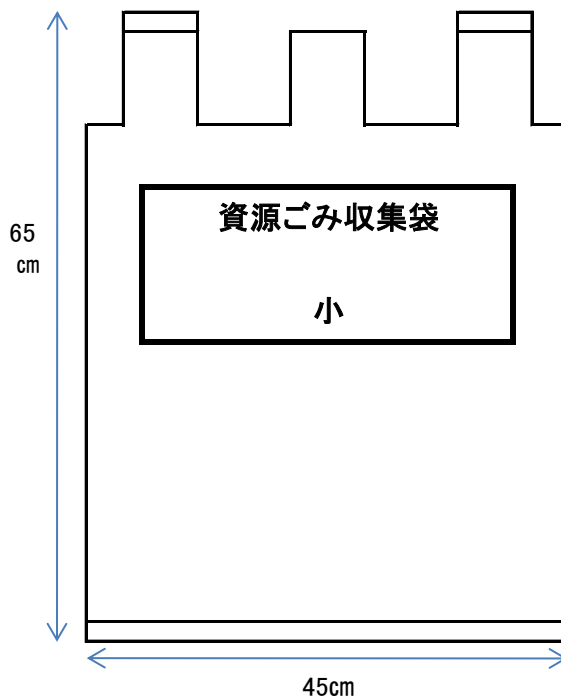
[材質・寸法]

原材料 低密度ポリエチレン
外形 87cm × 55cm
厚さ 0.045mm

[色・形態]

袋色 無色透明
文字色 オレンジ

資源ごみ収集袋 小



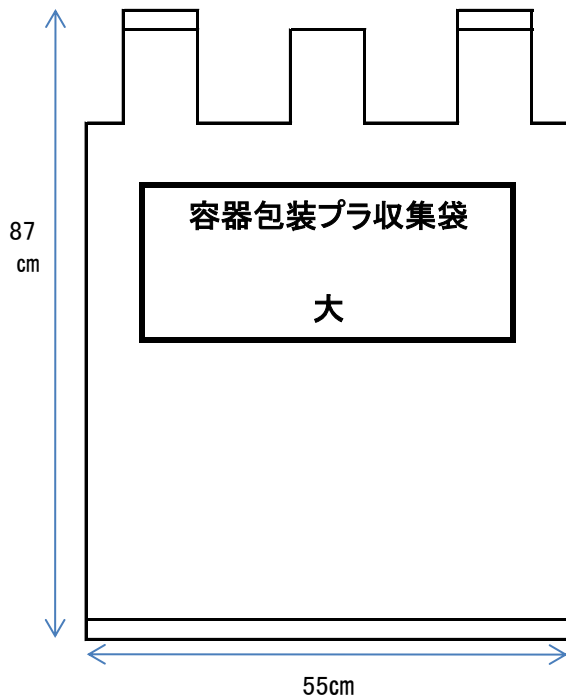
[材質・寸法]

原材料 低密度ポリエチレン
外形 65cm × 45cm
厚さ 0.045mm

[色・形態]

袋色 無色透明
文字色 オレンジ

容器包装プラ収集袋



[材質・寸法]

原材料 低密度ポリエチレン
外形 87cm × 55cm
厚さ 0.025mm

[色・形態]

袋色 無色透明
文字色 緑色

粗大ごみ処理券

粗 大 ご み 処 理 券		 川 辺 町
COARSE DUST		
自治会名		
氏 名		
粗大ごみの出し方 ○ 粗大ごみを出すときは、自治会名、氏名を必ず記入して目立つところに貼ってください。 ○ 粗大ごみとして出してもいいのは、ごみ袋に入らないもので150cm×80cm×60cm以下のものに限ります。		

陶器・ガレキ類収集券

川 辺 町			
陶器類・ガレキ類収集券			
氏 名		電 話	
	陶器類		
	ガレキ類		
提出されるものに○を付けて下さい			

別紙2

委託、許可業者一覧表

区分	業者名	業務内容	代表者	本社所在地
委託	(株)橋本	生活系可燃物の収集運搬	橋本和彦	可児市下恵土233番地1
委託	(株)橋本	生活系不燃物・粗大ごみ・特別ごみの収集運搬	橋本和彦	可児市下恵土233番地1
委託	(株)橋本	リサイクル資源の収集運搬	橋本和彦	可児市下恵土233番地1
委託	(有)岐東衛生社	生活系不燃物(陶器・ガレキ類)の収集運搬	廣瀬将人	川辺町上川辺390番地
委託	(株)橋本	生活系不燃物(陶器・ガレキ類)の収集運搬	橋本和彦	可児市下恵土233番地1
委託	両備トランスポート(株)	リサイクル資源(使用済み乾電池)の収集運搬	田邊 学	埼玉県越谷市西新井453番地1
許可	小森産業(株)	事業系ごみ、規定外粗大ごみ、特定家庭用機器、町の収集運搬を除くごみ、引越しに伴うごみの収集運搬	小森尚美	美濃加茂市深田町1丁目4番地16
許可	(株)橋本	事業系ごみ、規定外粗大ごみ、特定家庭用機器、町の収集運搬を除くごみ、引越しに伴うごみの収集運搬	橋本和彦	可児市下恵土233番地1
許可	(有)岐東衛生社	し尿・浄化槽汚泥の収集運搬浄化槽清掃	廣瀬将人	川辺町上川辺390番地

廃棄物提出・収集日程

種類		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
可燃ごみ		毎週月・木曜日 毎週月・木曜日											
不燃ごみ	金物類		25(火) 26(水)		29(木) 30(金)		20(月) 21(火)		23(火) 24(水)		19(水) 20(木)		24(木) 25(金)
		18(日) 19(月)		20(日) 21(月)		15(日) 16(月)		14(木) 15(金)		19(日) 20(月)		20(日) 21(月)	
	陶磁器類 ガレキ類		18(火) 20(木)			17(火) 19(木)			16(火) 18(木)			15(火) 17(木)	
		粗大ごみ		18(日) 19(月)	25(火) 26(水)	20(日) 21(月)	29(木) 30(金)	15(日) 16(月)	20(月) 21(火)	14(木) 15(金)	23(火) 24(水)	19(日) 20(月)	19(水) 20(木)
資源ごみ	紙製容器 (飲料用パック)	随時(拠点回収) 随時											
	ペットボトル	14(水)15(木) 28(水)29(木)	12(水)13(木) 26(水)27(木)	9(水)10(木) 23(水)24(木)	14(水)15(木) 28(水)29(木)	11(水)12(木) 25(水)26(木)	8(水)9(木) 22(水)23(木)	13(水)14(木) 27(水)28(木)	10(水)11(木) 24(水)25(木)	8(水)9(木) 22(水)23(木)	12(水)13(木) 26(水)27(木)	9(水)10(木) 23(水)24(木)	9(水)10(木) 23(水)24(木)
		16(金) 30(金)	14(金) 28(金)	11(金) 25(金)	16(金) 30(金)	13(金) 27(金)	10(金) 24(金)	15(金) 29(金)	12(金) 26(金)	10(金) 24(金)	14(金) 28(金)	11(金) 25(金)	11(金) 25(金)
		9(金)23(金) 9(金)23(金)	14(金)28(金) 14(金)28(金)	11(金)25(金) 11(金)25(金)	9(金)23(金) 9(金)23(金)	13(金)27(金) 13(金)27(金)	10(金)24(金) 10(金)24(金)	8(金)22(金) 8(金)22(金)	12(金)26(金) 12(金)26(金)	10(金)24(金) 10(金)24(金)	14(金)28(金) 14(金)28(金)	11(金)25(金) 11(金)25(金)	11(金)25(金) 11(金)25(金)
	発泡スチロール 食品トレイ	随時(拠点回収) 随時											
	缶類		25(火) 26(水)		29(木) 30(金)		20(月) 21(火)		23(火) 24(水)		19(水) 20(木)		24(木) 25(金)
	ビン類	18(日) 19(月)		20(日) 21(月)		15(日) 16(月)		14(木) 15(金)		19(日) 20(月)		20(日) 21(月)	
	廃食用油	随時(拠点回収) 随時											
	乾電池	随時(拠点回収) 随時											
	蛍光管	14(水)15(木) 16(金)	12(水)13(木) 14(金)	9(水)10(木) 11(金)	14(水)15(木) 16(金)	11(水)12(木) 13(金)	8(水)9(木) 10(金)	13(水)14(木) 15(金)	10(水)11(木) 12(金)	8(水)9(木) 10(金)	12(水)13(木) 14(金)	9(水)10(木) 11(金)	9(水)10(木) 11(金)
	小型家電	随時(拠点回収) 19(月)26(水)21(月)30(金)16(月)21(火)15(金)24(水)20(月)20(木)21(月)25(金)											

	提出日
	収集日

※ペットボトル、発泡スチロール・食品トレイ、蛍光管については、上記日程の他、リサイクルステーションにて随時提出できるようになっています。

火災ごみ取扱いマニュアル

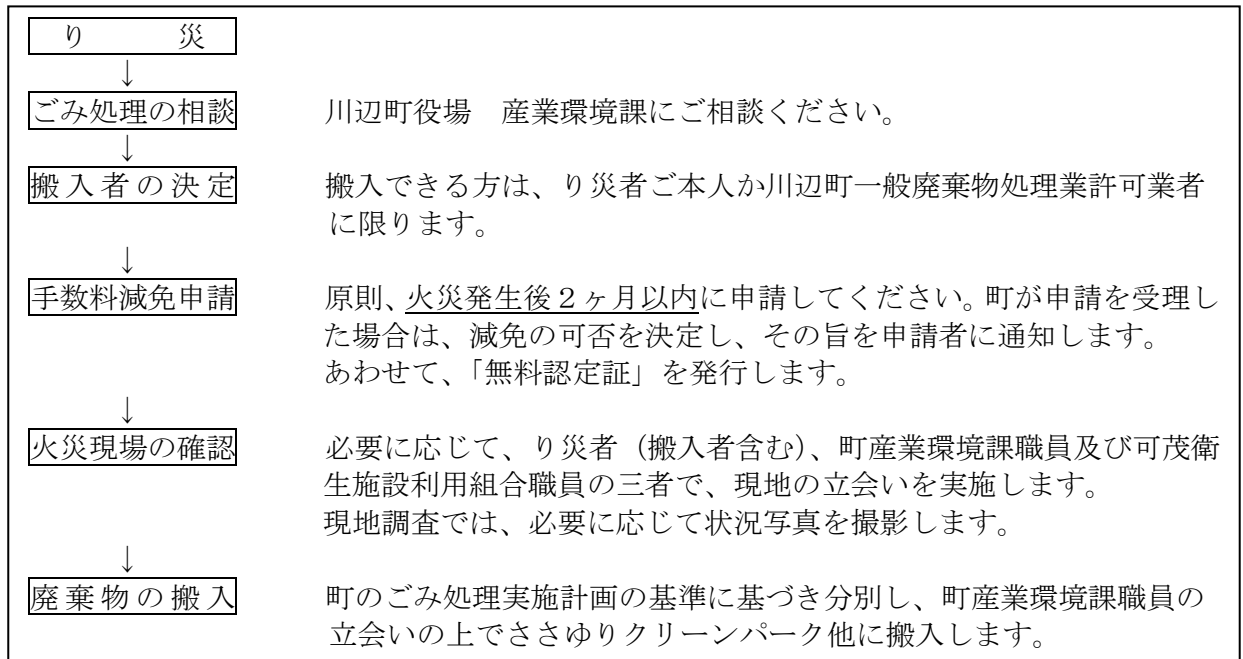
川 辺 町

ささゆりクリーンパークへ火災による廃棄物を搬入するには

1 搬入までの流れ

火災によって発生した廃棄物のうち、り災者とともに現地の立会いを行い、処分が可能であると判断した一般廃棄物は、次の流れで処分することができます。

なお、解体業者等に依頼して取り壊した建設廃材やその他法律等で定められた物は搬入できません。



2 減免申請手続き

次の方法により申請手続きを行ってください。

- ① 申請手続き：り災証明書をご用意の上、産業環境課（川辺町役場2階）にご相談ください。必要に応じて産業環境課職員が火災現場を確認します。
その後に減免申請書を提出してください。
- ② 提出書類：一般廃棄物処理手数料減免申請書・・・り災者本人（親族）の押印が必要
り災証明書（写し）・・・火災発生場所を所管する可茂消防事務組合の中消防署の予防係で発行します。
火災発生場所位置図
その他必要な書類
- ③ 搬入場所：可茂衛生施設利用組合 ささゆりクリーンパーク
可児市塩河 839 番地
搬入時間：月～金 8:45～16:00
- ④ 申請窓口：川辺町役場 産業環境課
問合せ先：川辺町中川辺 1518-4
電話：0574-53-2511（内線 255）
受付時間：月～金 8:30～17:15

火災発生後2ヶ月以内に、申請手続きを行ってください。なお、期間内に申請できない場合は、申請窓口にご相談ください。

無料認定証の有効期限は、発行日から1ヶ月以内で搬入に必要な期間となります。申請前に「搬入者（搬入業者）」、「おおよその処分量」、「必要な搬入期間」、「搬入に使用する車両の番号」を決めておいてください。

3 その他の費用

火災による廃棄物のうち、ささゆりクリーンパークに搬入することが可能な廃棄物の処理手数料は、免除となりますが、運搬に必要な袋、運送料などは別途必要です。

年 月 日

川辺町長 様

住 所

氏 名 印

電話番号

無料認定証発行申請書

標記について、ささゆりクリーンパークへの一般廃棄物の搬入について、下記により無料認定証の発行を申請します。

記

理 由	火災により排出したごみを処分するため
搬入する破棄物の種類	
搬入予定量	
搬入時期	年 月 日～ 年 月 日